

令和6年度千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金応募要領

千葉県県土整備部都市整備局住宅課

健康福祉部高齢者福祉課

1 補助事業の目的

この補助事業は、高齢化が急速に進む本県において、高齢の単身・夫婦のみ世帯の増加、要介護の高齢者の増加に対応するため、高齢者が安心して居住できるサービス付き高齢者向け住宅について、介護サービス事業所等との連携が図られているなど、将来支援を必要とする状態になっても住み続けることができる、より良質なサービス付き高齢者向け住宅の整備に対し、国の補助に加え、県単独の上乗せ補助を行うものです。

2 補助事業の内容

- (1) 高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができるようにサービス付き高齢者向け住宅の整備について、国の補助金の採択を受けていることや、介護サービス事業所や医療機関等との連携が図られていること、耐火建築物等であることなどを要件に住宅の整備に対し国の補助に上乗せして補助を行うものです。
- (2) また、高齢者が介護が必要な状態になっても住み続けることができるように、住宅に併設して定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、又は小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス事業所も可）を建設する場合には、住宅への補助をさらに上乗せして行います。

3 補助対象事業の要件

- (1) 国の補助事業の採択を受けていること。
- (2) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- (3) スプリンクラー設備を設置すること。
- (4) 都市計画区域の用途地域内に整備されるものであること。
- (5) 緑地又は空地の面積が敷地面積の3%以上であること。
- (6) 通所サービス及び訪問サービスの双方が利用できるように介護サービス事業所(注1)との連携が確保されていること。
- (7) 訪問診療、往診又は訪問看護が可能な医療機関等(注2)との連携が確保されていること。
- (8) 事業者は県への補助金の交付申請の前までに住宅の供給予定地の市町村長と事前協議が整っていること。
- (9) サービス付き高齢者向け住宅として10年間以上登録を受けるものであること。
- (10) 特定寝室に会話が可能な緊急通報装置を設置すること。

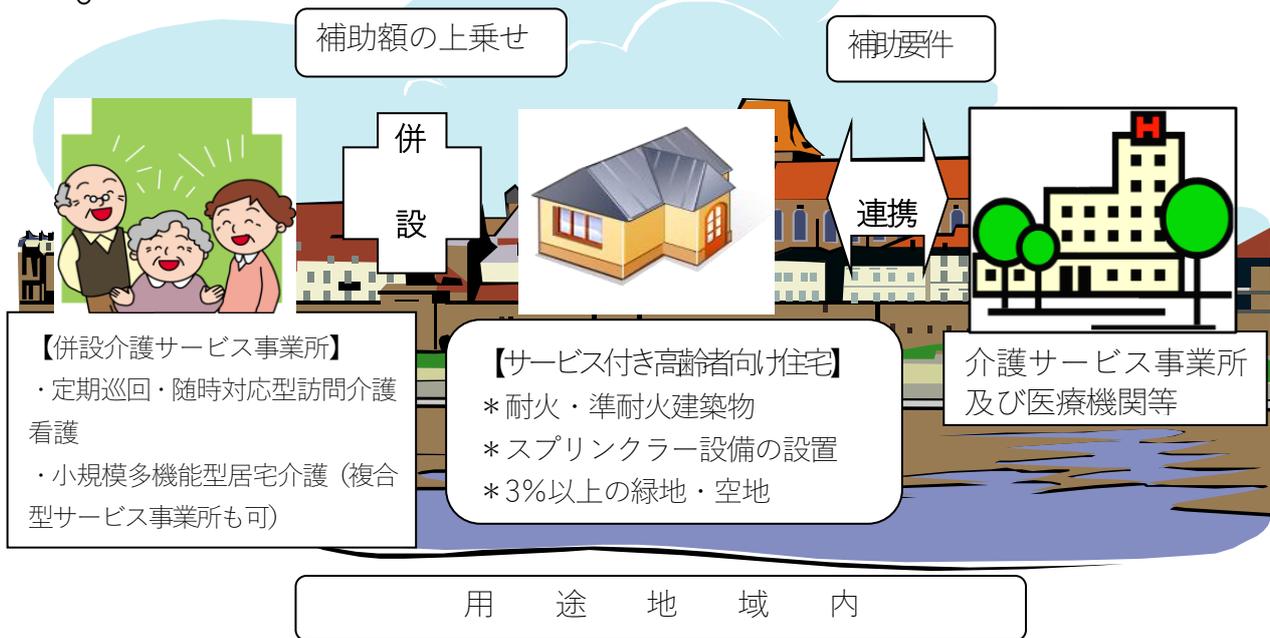


(11) 住宅部分に介護を必要とする者が入浴するのに適した浴室（入居者専用の共同利用設備。個別浴室を基本とし、3方向から介助が行えるもの。）を設置すること。

*注…1 「介護サービス事業所」とは、訪問介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、認知症対応型通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所その他知事が認めるものをいう。

*注…2 「医療機関等」とは、病院、診療所、訪問看護ステーションその他知事が認めるものをいう。

千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業のイメージ図



4 交付申請者・補助を受ける者

建物の建築主です。（登録事業者とは異なる場合があります。）

5 補助の対象経費、補助額等

		新 築	改 良
補助対象事業費		国補助事業の補助対象経費の内、サービス付き高齢者向け住宅の建設に係る経費	国補助事業の補助対象経費の内、サービス付き高齢者向け住宅の改良に係る経費
補助率		補助対象事業費の 20 分の 1（※1 特定の介護事業所を併設する場合は 10 分の 1）以内の額	補助対象事業費の 6 分の 1（※1 特定の介護事業所を併設する場合は 3 分の 1）以内の額
補助 上	夫婦型サービス付き高齢者向け住宅※2	住戸数に 67 万 5 千円（※1 特定の介護事業所を併設する場合は 135 万円）を乗じた額	住戸数に 67 万 5 千円（※1 特定の介護事業所を併設する場合は 135 万円）を乗じた額

限額	既存ストック活用型サービス付き高齢者向け住宅		-	住戸数に 97 万 5 千円を（※1 特定の介護事業所を併設する場合は 195 万円）乗じた額
	上記以外	25 m ² 以上	住戸数に 60 万円（※1 特定の介護事業所を併設する場合は 120 万円）を乗じた額	住戸数に 60 万円（※1 特定の介護事業所を併設する場合は 120 万円）を乗じた額
		25 m ² 未満	住戸数に 35 万円（※1 特定の介護事業所を併設する場合は 70 万円）を乗じた額	住戸数に 35 万円（※1 特定の介護事業所を併設する場合は 70 万円）を乗じた額

※1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス事業所も可）を併設する場合

※2 住棟の全住戸数の 2 割までの夫婦型サービス付き高齢者向け住宅に適用する。

6 補助対象地域

補助対象事業の要件としての「都市計画区域の用途地域内に整備されるもの」を満たさない市町村及び「住宅の供給予定地の市町村長と事前協議」により、次の 14 市町村を除く、全ての市町村が補助対象地域となります。

- ・勝浦市、南房総市、山武市、いすみ市、神崎町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、鋸南町

※ 補助対象地域であっても、都市計画区域の用途地域内に整備されないものは補助対象とはなりません。

7 申請方法・申請の流れ

(1) 事前相談（事業者 ⇒ 県）

予算枠の状況や地域によっては補助対象にならない地域がありますので、事前に県に相談してください。

(2) 併設介護サービス事業所の指定に関する市町村との調整（事業者 ⇒ 市町村）

介護サービス事業所を併設する場合は、介護サービス事業所の指定について、事前に市町村の介護保険担当部署と調整をしてください。

(3) 事前協議（事業者 ⇒ 市町村）

事業者は、事業計画や建築確認の準備ができれば、住宅の供給予定地の市町村長と住宅政策や介護保険事業計画等との整合性を図るため、事前協議申出書により協議を行ってください。また、事前協議に関する市町村長からの意見書は、交付申請時に

県に提出してください。

(4) 交付申請書（事業者 ⇒ 県）

- ① 補助金交付申請書（別記第4号様式）に（3）の市町村長の意見書を添付して県に提出してください。（書類は持参すること。郵送は不可）

【提出書類及び添付書類】（「8 交付申請書の添付書類について」参照）

- ・ 交付申請書一式
- ・ 国の補助申請書類の写し一式
- ・ 国の補助金の交付決定書の写し
- ・ 補助要件を満たすことが確認できるもの
- ・ 市町村長からの意見書 等

＊注・事前に国の補助金の交付決定を受けていることが必要です。

- ② 工事は原則、当該年度中に竣工することが必要ですが、下記③の全体設計の承認を受けた場合には、2か年度にまたがることができます。

③ 全体設計の承認申請

建設工事が2か年度にまたがる場合には、「全体設計承認申請書」を交付申請書と一緒に知事に提出し、承認を受けることが必要です。

- ④ 交付決定前に工事に着手したい場合には「交付決定前着手届出書」を事前に県に提出してください。（届出せずに事業に着手した場合には、補助対象とはなりません。）

(5) 交付決定通知（県 ⇒ 事業者）

審査が終了すると、県から補助金交付決定通知書により通知します。

(6) 変更承認申請書の提出（事業者 ⇒ 県）

交付決定後、事業内容（整備計画、契約内容）が変更になった時は、整備事業変更承認申請書（別記第6号様式）を県に提出してください。

(7) 整備事業変更交付申請書の提出（事業者 ⇒ 県）

交付決定後、補助対象額が変更になった時は、整備事業変更交付申請書（別記第7号様式）を県に提出してください。

(8) 実績報告書の提出（事業者 ⇒ 県）

事業終了後 20 日以内又は年度終了の日のいずれか早い日までに、実績報告書に国の補助額確定通知書の写しを添付して、県に提出してください。また、5（2）の介護サービス事業所を併設する場合には介護サービス事業所の指定書の写し等を併せて提出してください。

＊注・実績報告書の提出時に、国の補助額確定通知書の写しや介護サービス事業所の

指定書の写し等の添付が間に合わない場合には、提出が可能になった時に速やかに提出してください。なお、補助金の交付の請求の前までには提出が必要です。

(9) 補助金の額の確定通知（ 県 ⇒ 事業者 ）

県から補助金の額の確定通知書により通知します。（国の確定通知後に行います。）

(10) 請求書の提出（ 事業者 ⇒ 県 ）

補助金の交付請求書（別記第11号様式）を県に提出してください。

(11) 補助金の支払い（ 県 ⇒ 事業者 ）

県から補助金を支払います。

※ 上記については一般的な流れであり、変更になる場合があります。

8 交付申請書の添付書類について

(1) 耐火又は準耐火建築物であることが確認できるもの

建築確認申請書の第四面を添付すること。（「5 耐火建築物」の項目）

(2) スプリンクラー設備の設置が確認できるもの

スプリンクラー設置に関する平面図・断面図を添付すること。

- ・ 平面図・・・消火設備の機器等の配置・配管状況等を明記したもの。
- ・ 断面図・・・スプリンクラー設備の設置に係る階の断面を明記したもの。

(3) 用途地域内に整備されることが確認できるもの

建築確認申請書の第三面を添付すること。（「7. 敷地面積[□]・用途地域等」の項目）

(4) 緑地又は空地の面積が確認できるもの

配置図等の敷地面積及びそれに対する緑地又は空地の面積の割合が確認できるものを添付すること。（該当部分を明示すること。）

(5) 介護サービス事業所及び医療機関等との連携に関する協定書の写し

（様式例を参考に協定を締結し写しを添付すること。）

(6) 市町村長からの意見書

市町村長からの「サービス付き高齢者向け住宅整備の事前協議に係る意見書」を提出すること。

(7) 特定寝室に会話が可能な緊急通報装置を設置することが確認できるもの

設置予定の装置の仕様がわかるカタログ等を添付すること。

(8) 介護を必要とする者が入浴するのに適した浴室（入居者専用の共同利用設備。）を設置することが確認できるもの。なお、設置に当たっては、個別浴室を基本とし、3方向から介助が行えるものとする。

設置予定の浴槽の仕様がわかるカタログ等を添付すること。

9 交付申請書類の受付期間

令和6年度事業 令和7年3月7日（金）まで

10 留意事項

- (1) 交付決定前に事業に着手（工事の着工をもって判断）した場合には、原則として補助金は交付されません。（ただし、交付決定前に「交付決定前着手届出書」を知事に提出した場合を除く。）
- (2) 本事業は予算の範囲内で補助するものであり、要望額について全て対応するものではありません。
- (3) 国の補助対象になっていることが条件ですので、国の申請要領を併せてよく確認してください。
- (4) 補助事業の内容について、千葉県ホームページの住宅課の補助事業の案内のページを併せてご覧ください。
- (5) 補助事業は、原則として当該年度中に竣工する事業を対象としています。ただし、「全体設計承認申請書」を知事に提出し、承認を受けた場合には、2か年度にまたがることができます。

11 補助事業に関するQ&A

(問) 1 国の補助事業の交付決定を受けずに県の補助金だけを受けることはできますか。

(答) 1 国の補助採択を受けることが、補助の要件となりますので、県の補助金だけを受けることはできません。

(問) 2 補助を受けるためには、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所を併設しなければなりませんか。

(答) 2 併設することが補助の要件ではありません。住宅のみの建設でも、県の補助事業の対象となります。①, ②の介護サービス事業所を併設した場合には、補助額が上乘せされます。

(問) 3 補助金の上乗せが受けられる併設の介護サービス事業所の種類は国の補助事業と同じですか。

(答) 3 県の補助金の上乗せの対象となる併設の介護サービス事業所は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス事業所も可）に限定されています。（国補助事業の対象となる高齢者生活支援施設とは異なります。）

(問) 4 市町村長との事前協議を受けずに、補助金は受けられますか。

(答) 4 住宅の建設に伴う、市町村の住宅政策や介護保険事業計画等との整合を図るため、今回の補助制度では市町村と事前協議が整っていることを要件としています。

(問) 5 住宅に併設して介護サービス事業所や医療機関等を整備する場合には、連携が

確保されていることになりますか。

(答) 5 「連携が確保されている」とは、単に併設されているだけでなく連携協定書等によりサービス提供の方策や体制が確保されていることが必要です。

(問) 6 スプリンクラー設備については、基準がありますか。

(答) 6 消防法施行令(昭和36年政令37号)第12条第1項第1号(同令別表第一§(六)§)に掲げる防火対象物に適用される基準に準ずるものとします。

12 申請先及び問い合わせ先

千葉県県土整備部都市整備局住宅課住宅支援班

260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-3231 FAX 043-225-1850

